

## 身元確認等における協力体制に関する協定書

石川県歯科医師会（以下「甲」という。）と石川県警察本部（以下「乙」という。）は、乙が取り扱う死体の身元確認等を適正かつ迅速におこなうために、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害、事件、事故等が発生した場合に、乙が取り扱う死体の身元確認等における歯科医師の立会い等の協力体制の確立について、必要な事項を定めるものとする。

### （連絡体制等）

第2条 甲は、乙が警察署又はその他の場所で行う検視又は見分の現場に立ち会うことが可能な歯科医師の名簿を作成して、乙に提出するとともに、必要な連絡体制を確立するものとする。

### （委嘱）

第3条 乙は、甲と協議の上、前条に基づき提出を受けた名簿に記載された者をもって、鑑定を行う歯科医師として委嘱したものとみなす。  
2 乙は、歯科医師としての委嘱が不相当であると判断した場合には、甲と協議の上、解嘱することができる。

### （業務内容）

第4条 乙が、この協定により甲に対し、協力要請する業務内容は、次に掲げる事項とする。  
（1）乙が、警察署その他の場所で行う検視又は見分への立会い  
（2）口腔内所見  
（3）その他

### （費用負担）

第5条 乙の要請に基づき、甲が前条の業務を実施した場合に要する経費は、原則として乙が負担するものとし、経費の内容及び額については、甲、乙が協議するものとする。

### （地域防災計画等との関係）

第6条 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に定める都道府県地域防災計画又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める国民保護計画に基づく業務については、この協定に基づく業務に優先し、実施するものとする。

### （守秘義務）

第7条 甲は、乙が公益上の必要等から公表する場合を除き、この協定に基づく業務の実施に際し知り得た秘密を漏らしてはならない。

### （有効期間）

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

### （協議）

第9条 この協定に定めのない事項又は協定に関し疑義が生じた場合には、その都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

上記の協定の締結の証とするために、この協定書を2通作成し、甲乙署名捺印の上、各自その1通を保有する。

平成28年12月22日

甲 金沢市神宮寺3丁目20番5号  
一般社団法人 石川県歯科医師会

会長

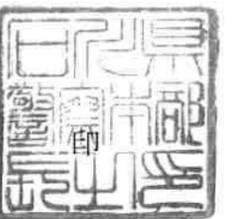
蓮池芳浩



乙 金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県警察本部

本部長

森内 彰



## 災害時の歯科医療救護に関する協定書

石川県（以下「甲」という。）と一般社団法人石川県歯科医師会（以下「乙」という。）とは災害時の歯科医療救護に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定書は、石川県内外で発生した災害において、石川県地域防災計画及び石川県災害時医療救護対応マニュアルに基づき、甲が行う歯科医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（災害歯科医療活動の実施に伴う調整等）

第2条 甲は、石川県地域防災計画に基づき、県災害対策本部の下に、災害医療支援室を設置し、的確な歯科医療救護活動を行うため、歯科医療救護班の派遣等について必要な調整等を行うものとする。

- 2 甲は、必要と認めるときは、乙に対し、甲が設置する災害医療支援室の運営への協力について要請することができるものとする。
- 3 前項による要請があった場合は、乙は、乙の役職員又は会員のうちから指定する者を運営に協力させることとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第3条 甲は、災害等の発生した市町等で対応することができず、市町等からの応援の求めに対して歯科医療救護を実施する必要があると認めた場合は、乙に対し歯科医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに歯科医療救護班を編成し現地の救護所等甲が指定する場所に派遣するものとする。
- 3 緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受けるいとまのない場合には、乙は、歯科医療救護班を派遣した後、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（災害歯科医療救護計画）

第4条 乙は、歯科医療救護の円滑な実施を図るため、災害歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（歯科医療救護班に対する指揮）

第5条 甲は、歯科医療救護の総合調整を図るため、乙の派遣する歯科医療救護班に対して指揮する必要があるときは、乙の長を通じて行うものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第6条 乙の派遣する歯科医療救護班が行う業務は、次のとおりとする。

- （1）災害現場等における傷病者のトリアージ
- （2）災害現場等における傷病者の応急処置
- （3）重症者の後方病院への搬送要請等
- （4）救護所における歯科診療
- （5）避難所等の巡回歯科診療
- （6）警察機関等の要請に基づく死体の個人識別、検案等への協力
- （7）その他必要な事項

（歯科医療救護班の移動手段の確保）

第7条 乙の派遣する歯科医療救護班に係る移動手段の確保は、原則として乙が行うものとし、甲は、歯科医療救護班の移動について、必要な支援を行うものとする。

（医薬品等の供給）

第8条 乙の派遣する歯科医療救護班が使用する医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

（搬送先医療機関の確保への協力）

第9条 乙は、甲から傷病者の搬送先医療機関の確保について要請があったときは、これに協力するものとする。

（医療費）

第10条 救護所等における医療費は、無料とする。  
2 搬送先医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（防災訓練）

第11条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するものとする。

（費用弁償等）

第12条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護を実施した場合に要する費用は甲が負担するものとする。

- （1）歯科医療救護班の編成及び派遣に要する経費
  - （2）歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
  - （3）歯科医療救護班員が、歯科医療救護において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
  - （4）搬送先医療機関等の施設・設備の損傷に係る経費
  - （5）前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの
- 2 前項に定める費用弁償の額は、災害救助法等他の関係法令が適用される災害等については当該法令によるものとし、その他の災害については、甲乙協議の上、別に定める。

（細 目）

第13条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協 議）

第14条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第15条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定の成立した日から1年間とする。

- 2 前項の協定期間の満了する1か月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方署名のうえ、各1通を保有する。

平成29年6月30日

甲 石川県金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県  
石川県知事



乙 石川県金沢市神宮寺3丁目20番5号  
一般社団法人石川県歯科医師会  
会 長

